旭市物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)申請書(請求書)

旭市長

受付印

申請期限:令和6年4月30日(消印有効)

【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認する場合は図を入れてください。※全てにチェックが入らないと給付できません。

	旭市物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)(以下「こども加算給付金」という。)の給付要件(※)に該当します。 ※ こども加算給付金の給付対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。 ア 世帯の全員が、令和5年度「住民税非課税」、もしくは「住民税均等割のみ課税」である。 イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
	世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
	既にこども加算給付金の給付を受けた世帯ではありません。 (他区市町村において同様の要件で給付された子育て世帯への給付金(こども加算一人5万円)を含む)
	こども加算給付金の給付要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
	公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
	この申請書は、旭市において給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
	旭市が給付決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、旭市が申 請・請求者に連絡・確認できない場合に、こども加算給付金が給付されないことに同意します。
	こども加算給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の給付要件に該当しないことが判明した場合 には、給付金を返還します。
Щ	

この給付金は、「旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金(追加給付分)」又は「旭市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援給付金」の給付対象世帯(家計急変世帯を除く)のうち、子育て世帯に対する加算です。

<u>1. 申請者·請求者</u>

申	(フリ 氏	リガ ナ) 名	性別	生:	年月日			現	住	所	
請 · 請			男・女	大正・昭和・年	平成 月	日	電話		()	
求	現住所と 令和5年1月1日時 点の住所	□現住所と同一 □異なる	住所(現 合のみ)	見住所と異なる場							

〇 令和5年1月1日時点の住所が現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書を添付してください。(現住所と異なる方全員分) ※証明書の添付がない場合は、この給付金を給付することができません。

2. 振込口座 (原則、1. の申請・請求者名義の口座)

振込を希望する口座を下欄に記載してください。(<u>通帳等の写しが必要です</u>。長期間入出金のない口座を記入しないでください。) 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (<u>右詰め</u> でお書き下さい。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連	本·支店 本·支所 出張所	1普通		
金融機関コード 4.信連	支店コード	2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	通帳番号 (<u>右詰め</u> でご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1		

[※] 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、旭市社会福祉 課社会班(0479-62-5317)までお問い合わせください。

3. 給付金対象児童	3.	給	付金	対象	児童
------------	----	---	----	----	----

	(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日		同居 別居の別	住所 (別居の場合のみ)
1		男・女	平•令月	年日	□同居 □別居	
2		男・女	平•令	年日	□同居 □別居	
3		男・女	平•令	年日	□同居 □別居	
4		男・女	平・令月	年日	□同居□別居	
5		男・女	平・令月	年日	□同居 □別居	
6		男・女	平•令	年日	□同居 □別居	
7		男・女	平•令	年日	□同居 □別居	
8		男・女	平•令	年日	□同居 □別居	

○ 対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。

ア 基準日(令和5年12月1日)時点で「1. 申請・請求者(世帯主)」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の 児童)

- イ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児 ウ 基準日時点では別世帯だが、生計が同一であり扶養している児童

4. 申請額•請求額

対象児童数 (「3. 給付金対象児童」に 記載の人数)	×50,000円=	申請額・請求額	Ħ
-----------------------------------	-----------	---------	---

○ 申請額·請求額は対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童3人の場合:3人 × 50,000円 = 150,000円

提出書類

- (1) 旭市物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)申請書(請求書) (本書)
 - ※必要事項をご記入ください。
- ② 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
 - ※<u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u>など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー) をご用意ください。
- ③ 委任状兼口座振込依頼書(代理人申請の場合のみ)
- ④『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
 - ※申請・請求者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー) をご用意ください。
- ⑤ 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の写し(コピー) (令和5年1月2日以降に旭市に転入された世帯員全員分)
- ※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

年	月	日	申請者氏名

本申立ての内容に相違ありません。